

社会福祉法人大洲市社会福祉協議会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大洲市社会福祉協議会定款第25条に基づき、役員等の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 会長の報酬は、月額100,000円とする。

2 その他役員等の報酬については、別表に定めるとおりとする。

(支給方法)

第3条 報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長が新たに就職したときは、その日から日割計算によって支給し、離職又は死亡のときは、その月分の全額を支給する。
- (2) 会長が離職したその月に再び会長の職に就いた場合には、その月分の報酬は重ねて支給しない。
- (3) 前各号に定めるもののほか、報酬の支給方法については、職員に対する給料支給の例による。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日理事会議決・平成23年3月30日評議員会議決)
改正後の規程は、平成23年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則 (平成26年3月28日理事会議決・平成26年3月28日評議員会議決)
改正後の規程は、平成26年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則 (平成29年3月29日理事会議決・平成29年3月29日評議員会議決)
改正後の規程は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則 (令和6年3月18日理事会議決・令和6年3月28日評議員会議決)
改正後の規程は、令和6年4月1日から施行する。(一部改正)